

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年9月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：スリランカ国自然災害に強い地方道路交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：スリランカ国自然災害に強い地方道路交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00544

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 9 月 24 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国自然災害に強い地方道路交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年11月から2026年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年9月30日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年10月1日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月6日 まで
4	入札書（電子入札システム）	2025年10月10日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	へ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年10月23日 10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JXyPi5B0wB>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

- (1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照
- (2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「25a00544000000_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

1) 技術提案書・別見積書

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

スリランカは、地形的・気象的特徴から自然災害に脆弱で、多様な自然災害のリスクを抱えている。スリランカの国土面積の2割、総人口の3割を占める中央部の山岳・丘陵地域では、急速な開墾・開発と脆弱な地質特性と急峻な地形条件から、モンスーン期の豪雨の際には急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。これまで発生した、2010年、2011年、2014年、2016年及び2017年の土砂災害では、スリランカ全土で累計約300名の人命が失われ、これらの土砂災害が及ぼした人々の財産やインフラへの被害と国土開発に対する損害は甚大であった。さらに、2021年11月には、スリランカの主要な都市間を結ぶ重要な幹線道路である Colombo-Kandy 道路において地すべりが発生し、10日間にわたって道路が通行止めとなり、スリランカの経済活動へ多大な影響を及ぼした。同箇所は過去の災害発生箇所やスリランカ政府関係機関が把握する危険箇所に該当しておらず、スリランカ政府関係機関が把握できていない潜在的な危険箇所の存在が露呈したものとなった。また、北部・東部地域は、過去の内戦の影響でインフラ整備が遅れており、洪水・干ばつ両方の被災リスクが高いほか、道路網の脆弱性が人流や物流、災害時のアクセス確保に影響を与えている。2024年11月には熱帯低気圧により東部を中心に土砂災害が発生し、道路や橋梁に被害が出たほか、17名の人命が失われ、6万人以上が避難を余儀なくされた。災害やそれによる通行止めは人流・物流停滞による経済社会活動への影響だけでなく、救急医療等の機能低下・不全が頻繁に発生しており、適切な維持管理の実施による安全な道路交通の確保が重要な課題となっている。こうした状況に対して、スリランカ政府は、2005年の「災害対策法」制定、2013年に策定され2024年に改定された「国家災害管理計画」及び2017年の「国家緊急対応計画」策定を通じて、近年頻発する自然災害等への対策強化を図っている。中でも、土砂災害に係るリスク評価、計画策定、緊急時対応の強化などは重要課題の一つに掲げられている。現在、道路開発庁（Road Development Authority: RDA）及び国家建築研究機構（National Building Research Organization: NBR0）からは、改修ニーズを有する複数の特定道路区間のリストが提案されており、災害リスク評価や地域ニーズとの整合性を踏まえた優先度の整理が必要となっている。加えて、ディサナヤケ政権発足後に作成された政策枠組みである「活力ある国家、美しく豊かな暮らし（A Thriving Nation A Beautiful Life）」において道路ネットワークのコネクティビティ向上を重点分野の一つに掲げ、また、公共投資プログラム2026-2030では、経済ハブとのコネクティビティ確保、道路安全、道路インフラの予防的保守管理、気候変動・防災に適した道路設計、地方道路のアップグレードを中期目標に

掲げている。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 目的

本調査は、スリランカ側から提示されている災害対策が必要な道路インフラにかかる優先案件リスト等をレビューするとともに防災対応力の現状を評価し、優先度・緊急度の検討及び技術的課題の抽出を行うことにより、日本の防災・減災技術を導入しうる優先度の高い候補案件リストを提案することを目的とする。

(2) 対象地域

スリランカ国北部州、東部州、ウバ州、中部州

(3) 想定されるスリランカ側関係機関

- 1) 道路開発庁 (Road Development Authority: RDA)
- 2) 国家建築研究所 (National Building Research Organization: NBR0)
- 3) 運輸・ハイウェー・港湾・航空省 (Ministry of Transport, Highways, Ports, Civil Aviation: MOT)
- 4) 北部・東部各州政府

(4) 調査の範囲

本調査は、上述の(1) 目的を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第4条 調査の内容」により構成される調査を計画・実施し、「第5条 報告書等」に示す成果品を作成するものである。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 基本方針

スリランカ側から提示されている災害対策が必要な道路インフラにかかる優先案件リスト等をレビューするとともに防災対応力の現状を評価し、優先度・緊急度の検討及び技術的課題の抽出を行うことにより、防災・減災技術等の本邦技術を導入しうるなど無償資金協力事業等を想定した際に優先度の高い候補案件リストを作成する。

調査の流れとしては、第1回現地調査前の準備作業の段階で、過去に JICA が実施した関連調査及びスリランカ側から提供された優先案件リスト等のレビ

ューを行い、基本情報の取り纏め及び優先案件リスト等のうち、JICA 及びスリランカ側とも協議し現地調査を行う調査対象案件の選定を行ったうえで現地調査を実施する。なお、基本情報の取り纏めにあたっては、過去の関連調査でも調査済の項目は有効活用しつつデータの更新を行うなど、効率的な作業を図ること。第1回現地調査においては、調査対象案件の中から、事前に発注者と確認した選定基準に基づいて特に優先度の高い候補案件を選定し、無償資金協力事業等の実施計画作成のための概算事業費の試算や事業効果の算出等を行ったうえで、MOT、RDA、NBRO にコメントを依頼する。また、北部・東部州政府へのヒアリングを行い、両州におけるインフラニーズに係るロングリストを整理する。帰国後、MOT、RDA、NBRO からのコメント対応及び発注者への説明を行い、ドラフト・ファイナル・レポートを作成・提出する。第2回現地調査においては、ファイナル・レポートの作成に必要な追加・補足的な情報収集を行い、現地調査結果概要資料を取り纏め、MOT、RDA、NBRO に説明する。帰国後、収集した情報の整理及び発注者への調査結果報告を行い、ファイナル・レポートを作成・提出する。

(2) ドナーによる協力事業進捗状況と先方政府の支援ニーズ

1) ドナーによる協力の進捗と運営状況

各ドナーによる以下をはじめとする既存道路防災関連事業の運営状況を確認し、これらの運営状況も踏まえた効果的、効率的な協力案を検討する。

- 世界銀行による事業

- Climate Resilience Multi-Phase Programmatic Approach
- Climate Resilience Improvement Project: CRIP

- ADB による事業

- Northern Road Connectivity Project
- Eastern and North Central Provincial Road Project
- Integrated Road Investment Program
- Second Integrated Road Investment Program

- AIIB による事業

- Reduction of Landslide Vulnerability by Mitigation Measures (RLVMM) Project

- JICA による「国道土砂災害対策事業フェーズ 2」協力準備調査で特定した優先区間の状況

2) 実施機関の支援ニーズ

RDA、NBRO からのヒアリングにより、現状、以下の支援ニーズが優先案件として提案されている。本調査では、これらの優先案件のうち特に上記第 2 条（2）の地域が対象となる案件についてレビューを行い、日本の支援可能性について検討する。

- RDA のリスト（3 か所）
- NBRO のリスト
- RDA から NBRO へ提出されたリスト
- RDA National Road Master Plan 2021-2030 の災害リスク区間
- Public Investment Programme 2026-2030 の新規プロジェクト

3) 州政府の支援ニーズ

特にインフラ整備等の不足により開発が遅れている北部州、東部州について、各州政府へのヒアリングを行い、中央政府の開発計画ではカバーされていない点を含めて、各州において開発ニーズのあるインフラにかかるロングリストの取り付けまたは整理を行う。

(3) 発注者との調査方針・計画に関する確認プロセス

本調査では、幅広いニーズ検証や、現地調査等が必要となるが、限られた調査期間中に候補案件等の絞り込みを行うことになるため、発注者と受注者の方向性にずれが生じることを防ぐため、現地調査期間中は定期的（隔週目安）にオンライン会議等を実施する。また、特に下記の時点においては必ず受注者から発注者に対し報告・相談し（メールを含む）、発注者の承諾を得て調査を進めることとする。なお、調査終盤においては、JICA 官団員が調査に現地で参加し、先方政府との協議に同席することも検討中。

- 調査対象案件の選定基準・調査対象案件リスト作成時点（調査対象案件確定前）
- 候補案件の選定基準・候補案件（最低 3 件）ドラフト時点（先方政府説明前）
- 現地調査結果概要報告書（案）作成時点（先方政府説明前）

(4) 資料・データ不足の補完

スリランカの現状分析に当たっては、資料・データが十分に整備されていないことも想定されるが、可能な限り聞き取り調査等により資料・データの不足を補完し、分析の信頼度を高めること。

(5) 本邦技術の活用及び付加価値の発現

本調査では調査結果として今後の JICA 支援にかかる候補案件の提案を行うが、提案にあたっては、日本ならではの付加価値発現に向けた本邦技術の活用可能性等を検討し、提案に含めること。本邦技術の適用分野に関しては、防災・減災等を想定するが、その他にもあれば技術提案書で提案すること（調査開始後にも発注者と協議のうえで対象を追加し、幅広く検討することを推奨）。また、先方の支援ニーズとして提示されている土砂災害対策、斜面对策については、関連しうる本邦企業・技術等について渡航前後の準備、中間及び整理作業期間に予算・技術内容等を含め確認すること。

(6) 自然条件

自然条件データに関しては、スリランカ政府が保有するものを受領し活用するほか、研究機関等から入手可能な場合、これも活用する。また、スリランカにおける既存の JICA 調査報告書も活用する。加えて、現場状況の目視での確認が確度の高い案件形成に向けて重要であることから、本調査では現地要人等を活用した実地の目視調査を想定する。

(7) 環境社会配慮

受注者が提案する候補案件については、環境社会配慮面にかかる留意事項の確認を行う。特に優先案件については、以下に該当する場合は目視及び撮影での調査を行うことを検討する。

- 政府による既存データがなく、目視調査により自然条件等の把握が必要であると判断する場合

(8) スリランカ政治等の情勢

提案に影響を与えうる政府方針や開発計画、その実施体制等について、最新の情報収集と整理を行う。

(9) 技術協力との調整

発注者は、RDA、NBR0 を対象として道路防災の能力強化に関わる技術協力プロジェクト「スリランカ国道路交通強靱化のための土砂災害対策強化プロジェ

クト」を実施中。本調査では、互いに有益と思われる場合は情報交換を行う等、効果的な調査実施のための調整に留意する。

第4条 調査の内容

上記第3条を踏まえ、以下の調査を実施する。

【準備作業】

(1) 現地調査の実施方針・計画概要（案）、質問票の作成

既存資料や文献等（研究機関資料や JICA 報告書を含む）により情報収集・分析を行い、スリランカの道路防災分野の概況を整理する。優先案件リストをレビューし、事前に確認した選定基準をもとに、優先案件リストのうち現地調査を行う調査対象案件を選定する。現地調査開始時の RDA、NBRO 及び関係機関への説明を念頭に、現地調査の実施方針・計画概要（案）・候補案件の選定基準及び質問票・確認項目リストを発注者と協議のうえ作成する。同文書には、現地調査方針、調査実施体制、調査手法及び作業計画を含める。

(2) 道路防災分野の本邦技術に係る情報収集

第3条（5）に記載のとおり、道路防災分野に対する支援で活用可能な本邦技術の内容・見積もり取得等の情報収集・検討を渡航前後の準備、中間及び整理作業期間を通じて行う。

(3) 発注者との協議

上記（1）（2）を踏まえ、発注者と協議の上、現地調査の実施方針・計画概要（案）と質問票を完成させ、提出する。

【第1回現地調査】

(1) スリランカ政府及び関連機関への調査方針説明

国内作業期間で作成した現地調査の実施方針・計画概要に基づき、先方への調査方針説明を行い、内容に関し了承を得る。

(2) スリランカ政府及び関連機関からの情報収集

第2条（3）に記載の関係機関と以下の点を確認する。

- ① スリランカ政府による国全体及び調査対象州の開発計画
- ② スリランカ政府の道路防災分野全般の政策・制度・方針・計画・法規制・予算状況・最新の省庁ごとの所掌・権限・実施体制・能力及び予算状況

- ③ 現状の道路インフラの実施体制・維持管理体制・需要及び将来的な需要予測（交通量、迂回損失・迂回距離）
- ④ スリランカ政府等が保持するデータ（最新の経済環境データ、各運輸交通インフラに関連する自然条件データ）、気候変動影響予測及び将来予測、災害リスク
- ⑤ スリランカ政府の環境社会配慮関連法令・制度・基準・関連組織、環境社会配慮上関連のある社会環境・自然環境データ
- ⑥ 道路等に被害をもたらした過去 10 年程度の災害の概要
- ⑦ 自然災害による道路インフラ被害の状況詳細（災害種、発生場所・時間、規模、復旧までの時間、推定被害額、年間災害発生件数、通行止め時間数等）、先方政府の対応方針、及び優先課題、事業進捗状況、運営維持管理体制、今後の計画、課題、予算状況
- ⑧ 北部州・東部州における道路インフラニーズの概況、ロングリスト
- ⑨ 関係機関・他ドナー等の調査によるデータ、実施中及び提案事業に関係が深い完了済事業の概要（過去 10 年程度）、今後の支援計画等

（３）自然条件

上記（２）のデータを踏まえ、先方のニーズの確認が出来ている候補サイトを主な対象として、実地の目視調査を行い、地形や周辺地盤を確認する。

（４）道路インフラ整備・利用状況

関係者・利用者へのヒアリング及び現地視察等を通して以下を確認する。

- ① ジェンダー配慮、利便性向上への取組み状況、安全対策
- ② 運営・維持管理体制

（５）環境社会配慮関連

上記（２）で収集した環境社会配慮関連情報に基づき、候補案件にかかる環境社会配慮上の留意事項を整理する。

（６）課題分析及び対策の検討（候補案件リストの作成）

上記（１）から（５）を踏まえ、スリランカの道路防災分野における JICA の協力方針及びその中でも特に優先して実施すべき無償資金協力事業の候補案件にかかる提言を行う。候補案件等の検討に当たっては、事前にその選定基準について発注者の確認を得る。基準には、以下の内容を含むことを想定するが、調査段階での受注者からの追加提案も認める。

【候補案件 選定基準（案）】

現地ニーズ・具体的な開発効果（裨益人数、見込まれる社会・経済的便益・緊急性）・日本の技術や知見の比較優位・本邦企業等の裨益・ビジビリティ

加えて、各候補案件について、以下（７）の通り、事業概算額や運営維持管理上・環境社会配慮上の留意点、先方財政状況を踏まえたリスク等についても付記する。なお、事業概算額の提案に当たっては、過年度の対スリランカ無償資金協力の金額規模を参考値とすること。金額には本邦からの輸送を行った場合の輸送コストも含める。

また、本調査の主眼は無償資金協力を通じた道路防災分野に係る支援のニーズ確認とするが、調査の過程で他の支援形態（技術協力や円借款等）での支援が推奨されるニーズや、北部・東部州において ODA 事業に適するインフラ整備・更新ニーズについて、併せてロングリストとして整理し、簡易的に上記選定基準に沿った評価・優先度を付して、提言に含めること（道路に限定せず、橋梁等も含みうる。なお、これらについては以下（７）の作業は不要であるが、（７）の候補となりうる案件がある場合には（７）に含める）。

（７）候補案件の実施計画案策定

調査対象案件及び選定基準を踏まえ発注者と協議の上、候補案件（最低３件）を絞り込み、実施計画案を策定する。実施計画案を MOT、RDA、NBR0 に共有し、第２回現地調査までのコメントを依頼する。なお、実施計画案には以下の項目を含める。

- 事業の背景と必要性
- 事業内容
- 支援意義（緊急性・迅速性、人道上のニーズ、社会・経済的意義、外交的意義、本邦企業への裨益、対象スキームで支援する意義等）
- 事業スケジュール
- 事業概算額
- 実施体制、運営・維持管理体制
- 受益者
- 事業効果指標（定量的指標・定性的指標）
- 現地調達可能資機材・業者情報
- 対象となる土地等の所有権

- 本邦技術の具体的活用内容
- 案件の実施にあたり必要となる自然条件・測量調査等の仕様
- 環境社会配慮上及びジェンダー上の留意点
- 前提条件・外部条件

【中間作業】

（１）ドラフト・ファイナル・レポート（１）の作成・提出

ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、第１回現地調査終了後５営業日以内に発注者に提出する。ドラフト・ファイナル・レポート（１）の内容は、ファイナル・レポートの項目に沿って、第１回現地調査終了時点までに確認した点を記載する。

（２）中間報告

第１回現地調査結果について、JICA 関係部署へ報告する。

（３）第２回現地調査準備

MOT、RDA、NBRO からのコメント及び上記（１）（２）における JICA からのコメントを踏まえ、第２回現地調査で確認が必要な事項を整理する。

【第２回現地調査】

（１）追加・補足調査

第１回現地調査後の MOT、RDA、NBRO 及び発注者からのコメントも踏まえ、ファイナル・レポートの作成に必要な追加・補足的な情報収集を行う。

（２）調査結果概要資料の作成

上記（１）で確認された追加・補足的な情報を踏まえて調査全体の結果を整理し、調査結果概要資料を作成する。

（３）現地説明

最終現地調査終了前に、上記（２）の内容について発注者の確認を得た上で、先方政府に対し調査結果の報告を行う。

【整理作業】

- (1) 収集情報の整理し、ドラフト・ファイナル・レポート（１）から更新があるものを中心にドラフト・ファイナル・レポート（２）を作成し、発注者に提出する。
- (2) JICA 関係部署への調査結果報告
- (3) ファイナル・レポートの最終化・提出

第 5 条 報告書等

(1) 調査報告書等

調査を踏まえ作成・提出する報告書等は以下の通り。但し、契約上の成果品は 6) ファイナル・レポートとする。

1) 業務計画書

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部数・形式：和文 1 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

2) 現地調査の実施方針・計画概要、質問票・確認項目リスト

提出時期：契約締結後、現地調査渡航前まで

部数・形式：英文 1 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

3) ドラフト・ファイナル・レポート（１）

提出時期：第 1 回現地調査終了後 5 営業日以内

部数・形式：和文 1 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

4) 現地調査結果概要資料

提出時期：第 2 回現地調査（３）現地説明の 2 営業日前まで

部数・形式：和文・英文各 1 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

5) ドラフト・ファイナル・レポート（２）

提出時期：2026 年 1 月 20 日まで

部数・形式：和文 1 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

6) ファイナル・レポート

提出時期：2026 年 2 月 12 日までを想定

部数・形式：和文 3 部・英文 8 部（いずれも CD-R）、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

（２）その他書類等

１）本業務に関連する各種会議の議事録等

２）収集資料（収集した図面等のデータはまとめてファイナル・レポートに含めること）

（３）報告書の仕様

報告書の印刷、CD-R の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。

別紙：ファイナル・レポート目次案

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の概要
 - 2-1. 背景
 - 2-2. 目的
 - 2-3. 調査日程
 - 2-4. 調査内容
 - 2-5. 主要面談者
3. スリランカ道路防災分野全般に係る現状整理
 - 3-1. スリランカ政府の開発計画
 - 3-2. 道路防災分野全般の政策・制度・方針・計画・法規制・予算状況・最新の省庁毎の所掌・権限
 - 3-3. 道路インフラの実施体制・維持管理体制・需要予測等
 - 3-4. 関連する経済・社会データ、自然条件データ、災害データ
 - 3-5. 道路防災分野の事業進捗状況、運営・維持管理体制、今後の計画、課題、予算状況
 - 3-6. 北部・東部州における道路を中心としたインフラニーズの概況
 - 3-7. 関係機関・他ドナー等の調査によるデータ、過去支援実績、実施中案件の概要
4. 道路インフラ等の利用状況
 - 4-1. 自然条件
 - 4-2. 道路インフラの利用状況と課題
 - 4-3. 道路インフラの整備状況と課題
5. 環境社会配慮
 - 5-1. 環境社会配慮にかかる現地法令、制度
 - 5-2. 事業実施上の全般的な留意事項
6. JICAによる協力量針に係る提言
 - 6-1. JICAによる協力量針（案）
 - 6-2. 候補案件リスト、候補案件選定の経緯
 - 6-3. 候補案件にかかる実施計画
 - 6-4. 実施に向けた課題及び提言
 - 6-5. その他インフラニーズに係るロングリスト（円借款、無償、技協等）

以上

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査方針・業務実施体制を踏まえた調査スケジュール	第3条（3）発注者との調査方針・計画に関する確認プロセス
2	業務実施体制（団員・現地傭人の役割分担含む）及び発注者との連絡体制	第3条（3）発注者との調査方針・計画に関する確認プロセス
3	本邦技術の活用（案）及び付加価値の発現方法	第3条（5）本邦技術の活用及び付加価値の発現
4	調査対象案件・候補案件の選定基準（案）	第4条（6）課題分析及び対策の検討（候補案件リストの作成）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.82 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討にあたっては、道路防災分野、斜面防災対策等の専門性をもつ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任／〇〇) 格付の目安(3号)】

1) 対象国及び類似地域：スリランカ国及び南アジア地域

2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）貸与資料／公開資料等

１）貸与資料

貸与資料は個別に配布するため、希望者は「4rtd3@jica.go.jp」（JICA 南アジア部南アジア第三課）宛に連絡すること。

技術提案書の提出後辞退もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了後に、破棄を求めるもの。

- RDA 候補案件リスト
- NBR0 候補案件リスト
- RDA から NBR0 へ提出された候補案件リスト

２）公開資料

- スリランカ国災害脆弱地域における道路防災事業情報収集調査ファイナルレポート 1/2
- スリランカ国災害脆弱地域における道路防災事業情報収集調査ファイナルレポート 2/2
- The data collection survey on road protection against natural disaster : landslide-disaster : final report ; 1/2
- The data collection survey on road protection against natural disaster : landslide-disaster : final report ; 2/2. -Appendix
- スリランカ国気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト業務完了報告書
- スリランカ国防災プログラム情報収集・確認調査ファイナル・レポート
- スリランカ国防災セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート要約
- 国道土砂災害対策事業フェーズ２準備調査ファイナル・レポート和文要約
- Preparatory survey on landslide disaster protection project of the national road network phase 2 in Sri Lanka
- スリランカ国土砂災害対策強化プロジェクト【有償勘定技術支援】ブ

プロジェクト完了報告書

- 土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト業務完了報告書
- 防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクトファイナル・レポート（要約）
- RDA National Road Master Plan 2021-2030
- Public Investment Programme 2026-2030

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄シンハラ語、タミル語） ³	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに

³ CP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語等）はシンハラ語又はタミル語となる可能性が高いため、適宜通訳を配置ください。

渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：道路防災分野に係る各種調査

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2